

環境影響評価に係る最近の動向

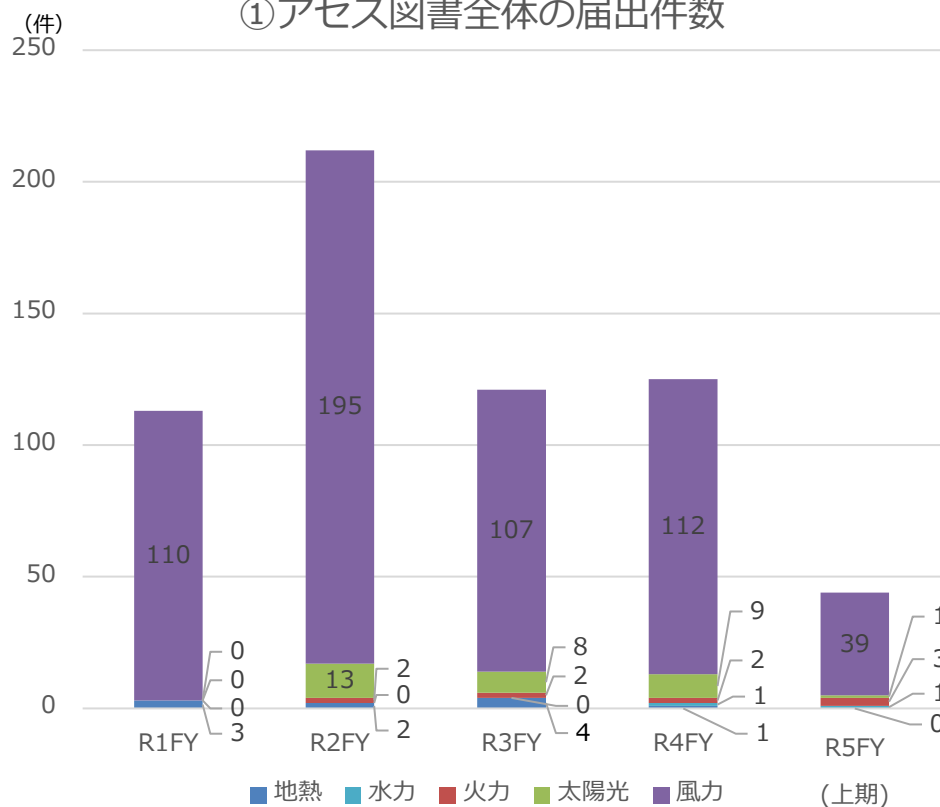
令和5年10月11日

産業保安グループ 電力安全課

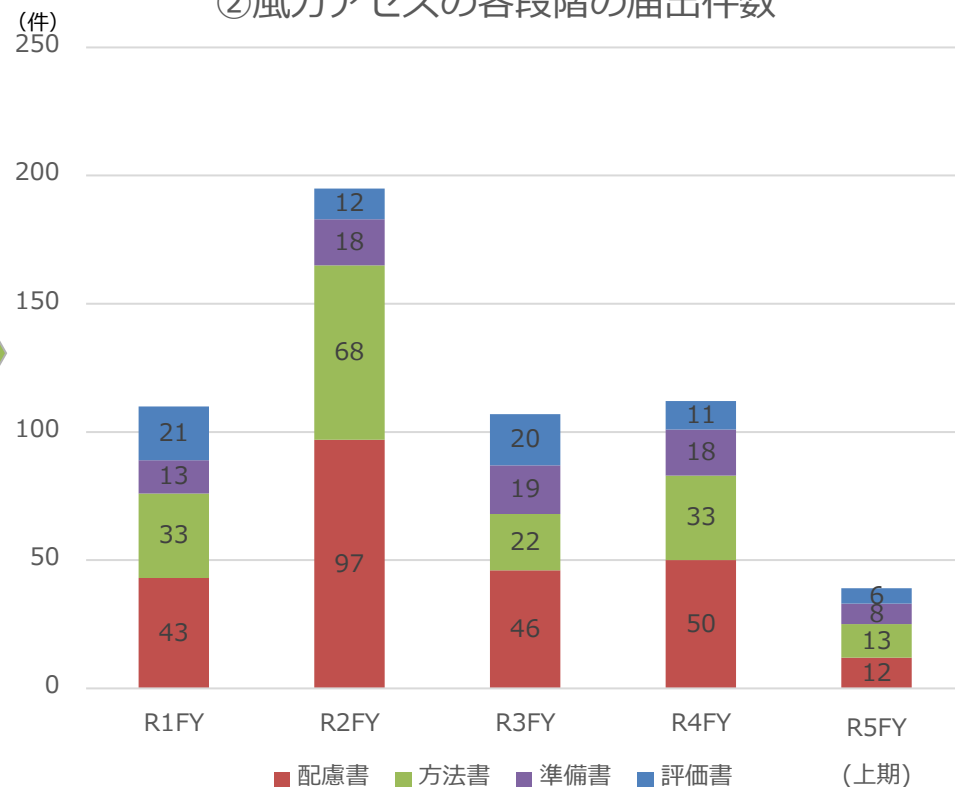
1. 発電所に係る環境アセスメントの状況（届出件数について）

- 発電所の環境影響評価図書（以下、アセス図書）の届出件数は平成24年10月に風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加して以降、令和2年を除き、横ばい。
- 令和2年4月太陽電池発電所が追加。
- 令和3年10月風力発電所の規模要件引上げ（第一種事業10,000kW→50,000kW）があったものの、依然**風力発電所の届件数は他電源種と比較して膨大**。
- 令和4年度届出件数は、水力1件、地熱1件、火力2件、太陽電池9件、風力112件。
- 令和5年度（上期）届出件数は、水力1件、火力3件、太陽電池1件、風力39件。

①アセス図書全体の届出件数



②風力アセスの各段階の届出件数



2. 風力発電所の環境アセスメントに係る最近の動向

背景

○洋上風力発電所の環境アセスメント制度の見直しについて

- 規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）において、「日本版セントラル方式の確立」のため、環境影響評価制度（以下、環境アセス）については、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省等の連携の下検討し、速やかに結論を得ることとされている。
- 「洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会」を開催し、効果的・効率的に環境配慮を図るため、再エネ海域利用法と環境影響評価法・電気事業法の制度の連携を図るとともに、環境アセスの一部を国（環境省）が実施する仕組みの導入を提言する「洋上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の在り方について」を取りまとめ。現在、法制化に向けて検討中。

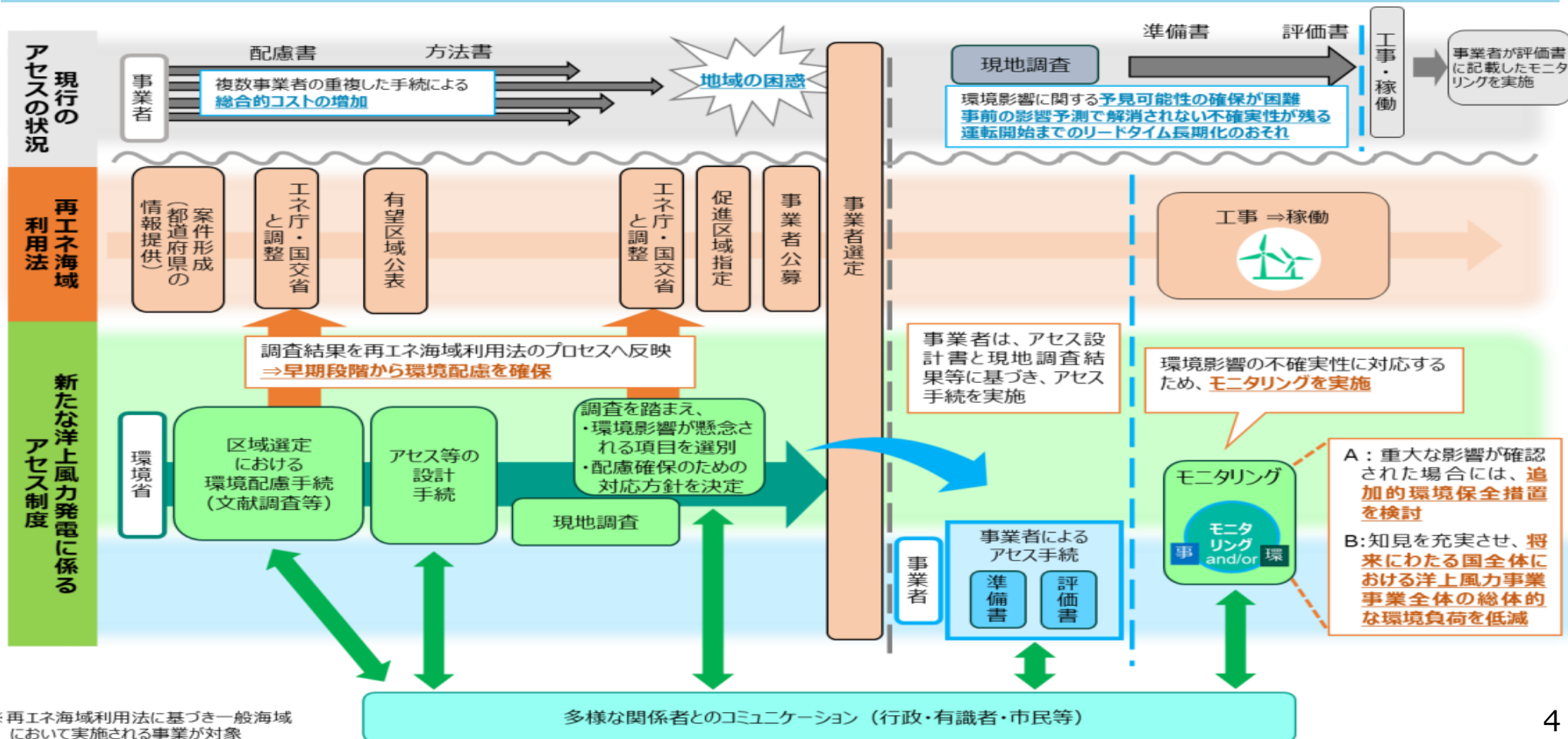
○陸上風力発電所の環境アセスメント制度の見直しについて

- 規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）において、「風力発電事業における環境影響評価手続きの対象事業規模要件の見直し等」が示されたことを受け、令和3年10月、風力発電事業に係る第一種事業規模要件を「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げるアセス政令の改正を実施。
- また、同規制改革実施計画の中で、陸上風力発電所の環境アセスについて、「立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る」こととされたことから、令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を開催し、立地による環境影響の程度に応じて手続を3コースに振り分けるというメリハリのある新たな環境アセス制度案の骨子を取りまとめ。
- 骨子案を踏まえ実行可能な陸上風力発電所の環境アセスのあり方について検討中。

2. 風力発電所の環境アセスメントに係る最近の動向

(洋上風力発電所の新たなアセス制度：検討会取りまとめ概要)

- 国（環境省）が、再エネ海域利用法の促進区域指定前までに、環境アセスの一部（現行法における配慮書・方法書相当の手續及び現地調査）を実施。
- 再エネ海域利用法の選定事業者が、国の行った調査設計（方法書相当）や現地調査の結果を踏まえ、環境アセス手續きの残り（準備書・評価書手續）を実施。

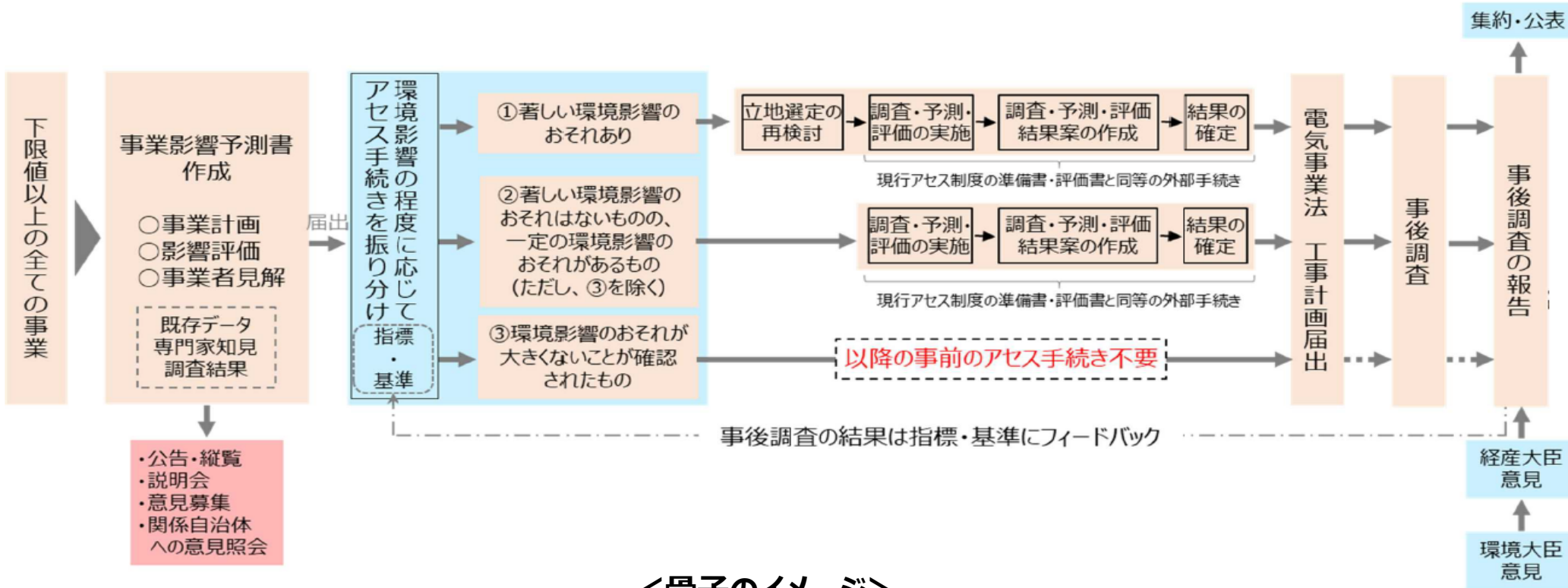


※再エネ海域利用法に基づき一般海域において実施される事業が対象

2. 風力発電所の環境アセスメントに係る最近の動向

(陸上風力発電所の新たなアセス制度：骨子の概要)

- 原則全ての陸上風力発電所が法アセスの対象（条例アセスの対象としない。）。事業者が環境アセス（文献調査等）の結果を記載した予測書を作成し、その環境影響の程度に応じ、以降の手続を3コースに振り分ける。
- コース分けの指標など、実態に即したメリハリのあるコース振り分けの実効性や事業者の予見性確保の観点等が、当該制度の具体化にあたっての課題。



<骨子のイメージ>

最近の発電所に係る各種制度の動向

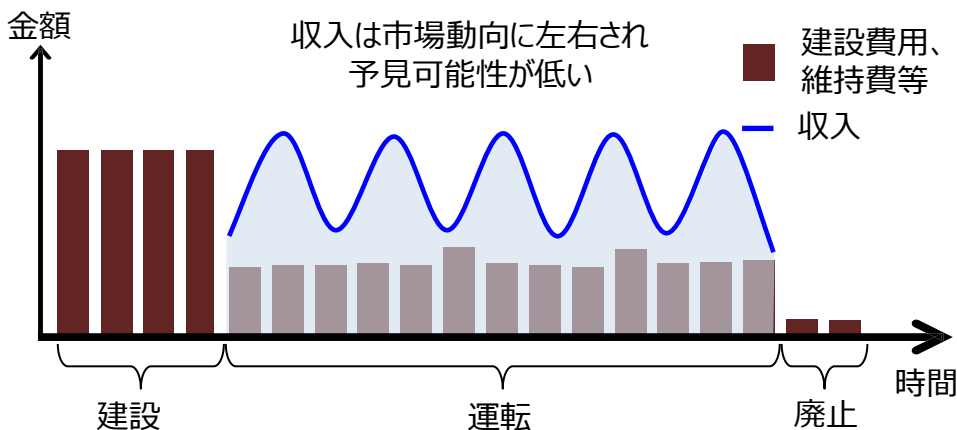
(1) 長期脱炭素電源オークションの概要

(2) 再エネ長期電源化・地域共生WG取りまとめ (案) 概要

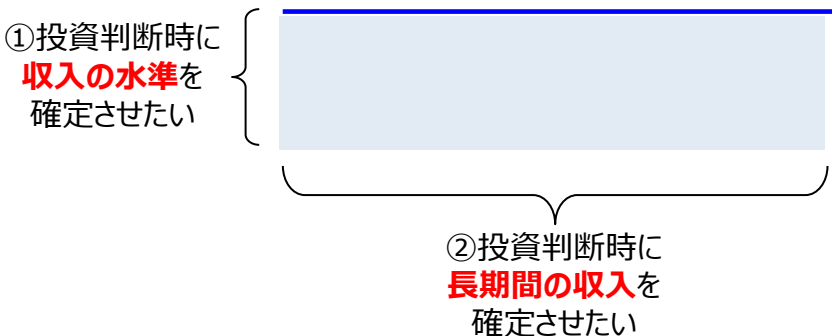
(1) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始予定（初回の応札を2024年1月に実施）。**
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。

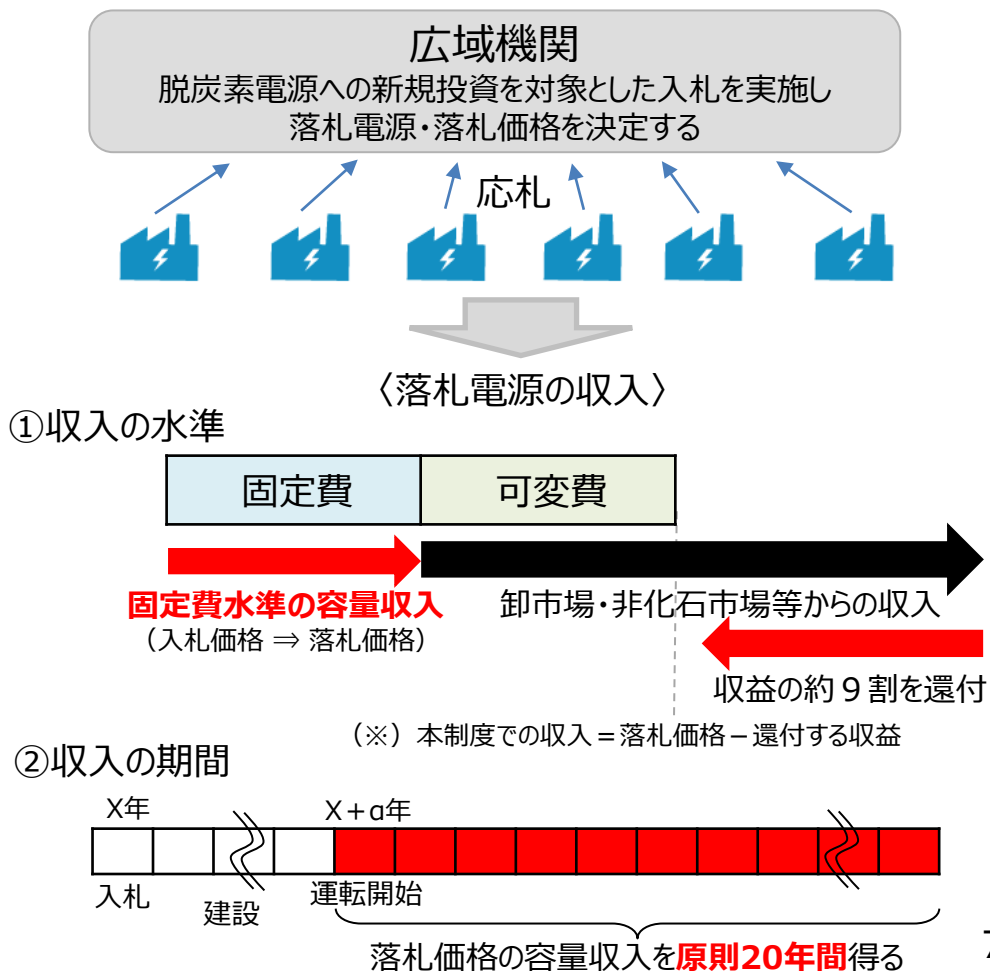
〈電源投資の課題〉



〈投資判断に必要な要素〉



〈新制度のイメージ〉



(1) 長期脱炭素電源オークションの概要

出典：第81回 制度検討作業部会
(2023年6月21日) 資料7

参考

- 電力の安定供給に万全を期すとともに、計画的に脱炭素化を進めるため、2023年度より、長期脱炭素電源オークションを通じ、計画的な脱炭素電源の投資支援を行うとともに、短期的な需給逼迫への対応として、緊急の電源投資支援を行う。

	脱炭素電源の投資支援	緊急の電源投資支援
目的	計画的な脱炭素電源投資支援による、安定供給と脱炭素化の両立	緊急の電源投資支援による、安定供給の確保
対象電源	<u>①脱炭素電源の新設・リプレース</u> <u>②既設の火力発電所を脱炭素電源に改修するための投資</u>	<u>LNG火力の新設・リプレース</u>
要件 ※主なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 水素混焼やアンモニア混焼は、2050年までの脱炭素化が条件・ 電源種毎に実態に応じ運転開始期限を設定	<ul style="list-style-type: none">・ 2050年までの脱炭素化が条件・ 落札から6年以内の運転開始を条件
実施時期	2023年度～	2023年度～2025年度
募集量	2023年度： <u>400万kW/年</u>	<u>3年間で600万kW</u>

(2) 再エネ長期電源化・地域共生WG取りまとめ (案) 概要

出典：第11回 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG
(2023年9月26日) 資料3

参考

- 再エネ長期電源化・地域共生WGでは、**改正再エネ特措法の施行（2024年4月）に向けた具体的な詳細設計等**について、**自治体や事業者団体等へのヒアリング**を含めて集中的に議論を行った。
- **土地開発等に関する許認可取得に係るFIT/FIP認定の申請要件化**は、**パブリックコメント**を経て、改正法施行を待たずに、**2023年10月から速やかに施行**。改正再エネ特措法による**説明会等のFIT/FIP認定要件化等の措置**は、今後**パブリックコメント**を実施した上で、**自治体等への周知期間**を経て、**改正法施行（2024年4月）と合わせて施行**。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①～③の許認可について、**FIT/FIP認定の申請要件化**。
①**森林法**の林地開発許可、②**宅地造成及び特定盛土等規制法**の許可、③**砂防三法**（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

II 説明会等のFIT/FIP認定要件化

(FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。)

(説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲)

- **特別高圧・高圧（50kW以上）**は、**説明会の開催**を求める。
- **低圧（50kW未満）**は、原則として**説明会以外の事前周知**を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記I①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）**では、**説明会の開催**を求める。
- **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

(説明会での説明事項等)

- 説明会では、下記の説明を求める。
① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報（主な出資者等を含む）**
③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- このうち⑥は、**安全面**（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、**景観、自然環境・生活環境**（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、**廃棄等**の項目を説明。

(説明会の議事等)

- **質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- 説明会後に事業者が一定期間、**質問募集フォーム等**を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

(「周辺地域の住民」の範囲)

- **事業場所の敷地境界から一定距離**（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

(説明会の開催時期)

- 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

(その他の説明会実施要領)

- 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書**は認定後に**公表**する。
- 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

(2) 再エネ長期電源化・地域共生WG取りまとめ (案) 概要

出典：第11回 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG
(2023年9月26日) 資料3

参考

Ⅲ 認定事業者の責任明確化 (監督義務) (委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、 認定事業者に委託先に対する監督義務を課す。)

(監督義務の対象)

- 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託 (例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務) について、**監督義務の対象**とする。

(契約書の締結)

- 認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結することを求める。
- 契約書において、委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するとともに、認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の**事前同意**などの事項を含めることを求める。

(報告の実施)

- 委託先から認定事業者に対して、認定基準・認定計画の遵守状況等を報告することを求める。
- 認定事業者から国に対して、委託契約の概要等について**定期報告 (年1回)** することを求める。

Ⅳ 違反状況の未然防止・早期解消の措置 (関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。 違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。)

(交付金の一時停止の発動タイミング)

- 関係法令違反について、**少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知され、違反に係る客観的な措置 (書面による指導等) がなされた段階**においては、**一時停止**の措置を講じることが可能と整理。

(交付金の取戻要件)

- FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、**違反状態の早期解消インセンティブ**を持たせるため、
 - 違反の解消 又は
 - 事業の廃止と適正な廃棄等が確認された場合は、**一時停止された交付金を取り戻すことができる**こととした。

Ⅴ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 (太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、 増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。)

(更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄)

- 廃棄等積立制度において積み立てられた**積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄**を求める。
- 更新に係る変更認定申請を行う際には、**解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出**を求める。また、事後的に、**実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告**を求める。

(更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄)

- 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分**は、増設に係る変更認定時に一括して**原則外部積立**てを求める。